セーフティネット保証5号の指定業種

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）

指定期間：平成30年4月1日～平成30年6月30日

※1：この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類された業種区分によるものとする。
※2：指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類（平成25年10月改定）細分類番号	指定業種名
1	0511	金・銀鉱業
2	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
3	0543	安山岩・同類似岩石採石業
4	0545	ぎょう灰岩採石業
5	0548	砂・砂利・玉石採取業
6	0549	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業
7	0594	滑石鉱業
8	0631	舗装工事業
9	0721	とび工事業
10	0722	土工・コンクリート工事業
11	0723	特殊コンクリート工事業
12	0732	鉄筋工事業
13	0751	左官工事業
14	0761	金属製屋根工事業
15	0781	床工事業
16	0782	内装工事業
17	0791	ガラス工事業
18	0792	金属製建具工事業
19	0793	木製建具工事業
20	0795	防水工事業
21	0796	はつり・解体工事業
22	0799	他に分類されない職別工事業
23	0892	熱絶縁工事業
24	0893	道路標識設置工事業
25	0894	さく井工事業
26	0924	塩干・塩蔵品製造業
27	0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
28	0961	精米・精麦業
29	1022	ビール類製造業
30	1062	単体飼料製造業
31	1063	有機質肥料製造業
32	1116	毛紡績業
33	1145	織物手加工染色整理業
34	1146	綿状繊維・糸染色整理業
35	1147	ニット・レース染色整理業
36	1148	繊維雑品染色整理業
37	1154	レース製造業
38	1159	その他の繊維粗製品製造業
39	1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）
40	1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
41	1163	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）
42	1166	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類，セーター類などを除く）
43	1167	ニット製アウターシャツ類製造業
44	1168	セーター類製造業
45	1169	その他の外衣・シャツ製造業
46	1171	織物製下着製造業
47	1172	ニット製下着製造業
48	1173	織物製・ニット製寝着類製造業
49	1174	補整着製造業

50	1182	ネクタイ製造業
51	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
52	1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
53	1196	刺しゅう業
54	1198	繊維製衛生材料製造業
55	1291	木材薬品処理業
56	1299	他に分類されない木製品製造業(竹，とうを含む)
57	1392	窓用・扉用日よけ，日本びょうぶ等製造業
58	1393	鏡縁・額縁製造業
59	1433	壁紙・ふすま紙製造業
60	1651	医薬品原薬製造業
61	1652	医薬品製剤製造業
62	1851	プラスチック成形材料製造業
63	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業
64	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
65	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
66	2011	なめし革製造業
67	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
68	2041	革製履物製造業
69	2061	かばん製造業
70	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)
71	2072	ハンドバッグ製造業
72	2081	毛皮製造業
73	2131	粘土かわら製造業
74	2139	その他の建設用粘土製品製造業
75	2143	陶磁器製置物製造業
76	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
77	2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
78	2221	製鋼・製鋼圧延業
79	2341	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
80	2471	くぎ製造業
81	2479	その他の金属線製品製造業
82	2511	ボイラ製造業
83	2521	ポンプ・同装置製造業
84	2533	物流運搬設備製造業
85	2534	工業窯炉製造業
86	2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
87	2635	縫製機械製造業
88	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
89	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
90	2721	サービス用機械器具製造業
91	2741	医療用機械器具製造業
92	2744	歯科材料製造業
93	2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業
94	2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業
95	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業
96	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
97	2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用，船舶用を含む)
98	2941	電球製造業
99	2971	電気計測器製造業(別掲を除く)
100	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
101	3022	デジタルカメラ製造業
102	3023	電気音響機械器具製造業
103	3039	その他の附属装置製造業
104	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業
105	3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業
106	3219	その他の貴金属製品製造業
107	3221	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)
108	3241	ピアノ製造業

109	3253	運動用具製造業
110	3271	漆器製造業
111	3285	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)
112	3289	その他の生活雑貨製品製造業
113	3295	工業用模型製造業
114	3296	情報記録物製造業(新聞，書籍等の印刷物を除く)
115	3299	他に分類されないその他の製造業
116	3731	電気通信に附帯するサービス業
117	4011	ポータルサイト・サーバ運営業
118	4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
119	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業，アニメーション制作業を除く)
120	4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)
121	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
122	4121	レコード制作業
123	4122	ラジオ番組制作業
124	4131	新聞業
125	4141	出版業
126	4161	ニュース供給業
127	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
128	4311	一般乗合旅客自動車運送業
129	4321	一般乗用旅客自動車運送業
130	4331	一般貸切旅客自動車運送業
131	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
132	4412	特別積合せ貨物運送業
133	4421	特定貨物自動車運送業
134	4431	貨物軽自動車運送業
135	4522	沿海貨物海運業
136	4531	港湾旅客海運業
137	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
138	5112	糸卸売業
139	5121	男子服卸売業
140	5123	下着類卸売業
141	5133	かばん・袋物卸売業
142	5139	その他の身の回り品卸売業
143	5211	米麦卸売業
144	5219	その他の農畜産物・水産物卸売業
145	5223	乾物卸売業
146	5331	石油卸売業
147	5363	非鉄金属スクラップ卸売業
148	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
149	5595	たばこ卸売業
150	5596	ジュエリー製品卸売業
151	5597	書籍・雑誌卸売業
152	5599	他に分類されないその他の卸売業
153	5711	呉服・服地小売業
154	5721	男子服小売業
155	5741	靴小売業
156	5742	履物小売業(靴を除く)
157	5791	かばん・袋物小売業
158	5792	下着類小売業
159	5851	酒小売業
160	5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
161	5921	自転車小売業
162	6021	金物小売業
163	6029	他に分類されないじゅう器小売業
164	6031	ドラッグストア
165	6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
166	6061	書籍・雑誌小売業(古本を除く)
167	6073	楽器小売業

168	6092	たばこ・喫煙具専門小売業
169	6095	ジュエリー製品小売業
170	7021	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）
171	7092	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
172	7299	他に分類されない専門サービス業
173	8095	カラオケボックス業
174	8172	各種学校
175	9031	表具業
176	9093	履物修理業
177	9099	他に分類されない修理業
178	9231	警備業
179	9299	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下、「適正化法」という。）第2条第1項第1号から第3号まで及び第11項に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号及び第5号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）、第6項から第10項までに規定する営業は除かれる。